

皇位継承式典事務局の設置について

平成 30 年 7 月 23 日
内閣総理大臣決定
内閣府訓令第 18 号

(設置及び任務)

第 1 条 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会及び天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部に係る事務を処理し、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の挙行に向けた諸準備を行うため、内閣官房及び内閣府が共同して、皇位継承式典事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 事務局に、事務局長、事務局次長、審議官、参事官その他所要の局員を置く。

- 2 事務局長は、事務局の事務を掌理する。
- 3 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
- 4 審議官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
- 5 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。

(補則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から実施する。